

(ユニット型)

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

< 令和 7年 4月 1日 現在 >

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 04(2902)6722(午前9時00分から 午後6時00分まで)
担当 生活相談員

2 特別養護老人ホーム さやまロイヤルの園の概要

(1) 提供できるサービスの種類 短期入所生活介護サービス及び付随するサービス
介護予防短期入所生活介護サービス及び付随するサービス

(2) 事業の目的

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持ならびにその家族の介護負担の軽減を図ります。

(3) 施設の名称及び所在地等

施設名称	特別養護老人ホーム さやまロイヤルの園
所在地	埼玉県狭山市北入曽993番地
法人名	社会福祉法人 栄光会
代表者名	理事長 北林 登美雄
電話番号	04(2902)6722
サービスの種類	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
介護保険事業者番号	1172702357
サービス提供地域	狭山市、入間市、所沢市

(4) 施設の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	社会福祉施設長資格	1名		施設の業務を統括	1名
医師			1名	診察、健康管理、保健衛生指導等	1名
生活相談員	主事	3名		生活相談、面接、入退所連絡調整等	2名
栄養士	管理栄養士	1名		献立作成、栄養管理、給食業務全般	1名
機能訓練指導員	看護師	1名		機能訓練計画の作成、実施指導等	1名
介護支援専門員	介護福祉士、社会福祉士	3名		サービス計画の立案、管理等	3名
事務職員		3名		総括、庶務、会計経理、施設整備等	3名

介護職員	介護福祉士	25名	10名	日常生活介護 援助 機 等	35名
	1～2級修了者	12名	8名	日常生活介護 援助 機 等	20名
	その他	8名	2名	日常生活介護 援助 機 等	10名

(4) 通常の勤務体制

- ・早 番（7:00～16:00）… 6名
- ・日 勤（9:00～18:00）… 12名
- ・遅 番（11:00～20:00）… 6名
- ・夜 勤（17:00～ 9:30）… 6名

(5) 施設の設備の概要

定 員	専門ユニット10名・空床利用
居 室	定員 1名（全室個室のユニットケア）
（ユニット）	各階（2～3階） 4ユニット 1ユニット 定員 10名
浴 室	各ユニットに1箇所設置
ト イ レ	各ユニットに3箇所設置
共同生活室	各ユニットに1箇所
医 務 室	1階に設置

3 サービスの内容（介護予防短期入所生活介護を含む。以下同じ）

- ① 短期入所生活介護計画の立案……居宅介護計画書に基づき、介護関係職員が協議して計画をたて、利用者または家族の方に説明し、同意をいただきます。
- ②食 事……朝食 7：30～ 8：30
昼食 12：00～13：00
夕食 18：00～19：00 以上の他、湯茶等のサービスがあります。
- ③入 浴……週に2回入浴していただけます。ただし、利用者の状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。
- ④介 護……短期入所生活介護計画に沿って下記の介護をおこないます。着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い 等
- ⑤機能訓練……利用者の状況に応じ、生活リハビリを行います。
- ⑥緊急時の対応……利用者に容態の変化や緊急の場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、速やかに緊急連絡先に連絡します。
- ⑦事故発生の防止及び発生時の対応……事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ⑧非常災害対策
 - ・防災時の対応 ……別途定める「消防計画」により対応します。
 - ・防災設備 ……自動火災報知機、火災通報装置、非常放送設備、スプリンクラー、消火器、消火用散水栓など

- ・防災訓練 ……年2回防災訓練を実施します。

⑨身体的拘束等……身体的拘束等は原則として行いません。ただし、緊急やむを得ず必要と認められる場合は、別に定める手続きを経て実施することがあります。

⑩療養食の提供……当施設では、通常のメニューのほかに医療上必要な場合等のために療養食をご用意しております。詳しくは職員にお尋ねください。料金は別途かかります。

⑪所持品の保管……特別な事情がある所持品等についてはお預かりします。ただし、預けることのできる所持品等の種類や量等に制限があります。詳しくは、職員にお尋ねください。

⑫レクリエーション……当施設では、夕涼み会、敬老会、運動会、バスハイク等年間数回の行事を行います。また、書道、華道等クラブ活動も行います。行事やクラブ活動によっては、別途参加費がかかるものもございます。詳しくは、その都度ご説明のうえご承諾いただきます。

⑬その他のサービス

ア 通院サービス：医療上必要な場合は、通院サービスが行われます。料金は別途かかります。

イ 理美容サービス：当施設では、理美容サービスを実施しております。料金は別途かかります。

ウ その他のサービス：介護保険の適用を受けられないサービス等については、その都度お申し出を受け、ご相談させていただきます。

4 利用料金

(1) 施設利用料

①短期入所生活介護

	1日あたりの自己負担分
要介護1	763 円
要介護2	836 円
要介護3	918 円
要介護4	995 円
要介護5	1,069 円

・介護予防短期入所生活介護

	1日あたりの自己負担分
要支援1	573 円
要支援2	711 円

④夜勤職員配置加算Ⅱ 1日あたり 20円（短期入所生活介護のみ）

⑤送迎加算 片道1回あたり 200円

⑥緊急短期入所受入加算 1日あたり 98円（短期入所生活介護のみ）

⑦療養食加算 1食あたり 9円

⑧サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 1日あたり 20円

⑨介護職員処遇改善加算Ⅰ 加算率 13.6%

※ 表示金額は1割負担の方。介護保険負担割合証に記載された負担割合でご負担いただきます。

-4-

(8) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数をもとに計算します。

※以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

(9) 支払方法

毎回、10日までに前月分の請求をします。15日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。お支払い方法は、口座自動引き落とし、銀行振込、現金による窓口精算の3通りの中からご契約の際に選べます。

(10) 料金の変更

介護保険関係法令の改正等により料金が変わる場合は、事前にご説明をし、ご承諾をいただきます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申込み

まずは、お電話等でお申し込みください。ご利用期間決定後、契約を締結します。ご利用の予約は、2か月前からできます。「居宅サービス計画」の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員にご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合、通知がなくても自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合 ……入所日の翌日
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合 ……非該当となった日
- ・利用者がお亡くなりになった場合 ……死亡日の翌日

③ その他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、または、や

むを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことができます。

なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

- ・利用者のやむを得ない事由により、契約終了後の施設利用があったときは、実費を請求します。

6 当施設のサービスの特徴

(1) 運営の方針

- ① 明るくて暖かい、家庭的な雰囲気になり溢れたホーム運営を行い、安心、生きがい、感動づくりを目指します。
- ② 「利用者本位」、「残存能力の活用」、「サービスの総合性」を介護基本理念とします。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修の有無	有	
サービスマニュアルの作成	有	
身体的拘束	無	身体保護のため緊急やむを得ない場合のみ有
変更・追加の申し込み方法	有	
同性介護の希望	不可	できるかぎりご相談は受け付けます。

(3) 施設利用にあたっての留意事項

- ・面会 ……面会時間 午前9時30分から午後20時00分まで
- ・外出、外泊 ……外出（短時間を除く）又は外泊される場合は、あらかじめ「外出・外泊届」を提出してください。
- ・設備、器具の利用 ……介護に必要な器具は、原則として無償で利用できます。ただし、特殊な器具については、ご購入していただく場合があります。
- ・金銭、貴重品の持ち込み ……多額の現金や貴重品の持ち込みは、ご遠慮願います。
- ・所持品の持ち込み ……施設内で保管しますが、収納場所に限りがありますので制限させていただく場合があります。
- ・施設外での受診 ……急変時の受診は、当施設で対応しますが、それ以外の受診は、ご家族で対応していただくこともあります。ただし、付添い代行は、ご相談ください。
- ・宗教活動 ……施設内での活動は、ご遠慮願います。
- ・ペット ……施設内での飼育は、ご遠慮願います。
- ・お心付け ……施設では、皆様からの「お心付け」はご遠慮させていただいて

おります。菓子類につきましても、お受け取りできませんので
ご了承ください。

- ・差し入れ等 ……差し入れ等を持参された場合は、職員にお申し出ください。

7 提供するサービスの第三者評価の実施…無

8 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化や緊急の事態があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずる
ほか、ご家族の緊急連絡先に速やかにご連絡します。

9 サービスご利用に際して

(1) 禁止事項

- ① 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- ② パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントなどの行為
 - ・暴力又は乱暴な言動
無理な要求、物を投げつける、刃物を見せる、手を払いのける、威圧的な態度で文句を言
い続ける等
 - ・セクシュアルハラスメント
体を触る、手を握る、性的な卑猥な言動、職員個人の携帯番号を聞く、ストーカー行為等
- ③ 事業所において写真や動画撮影、録音等を無断で行うこと
- ④ 禁止事項に該当するとみなされる行為があった場合、事業者は、契約を解除することがで
きます。

(2) お願い

- ・金品等のお心付けはお断わりしています。
- ・個人情報保護法に準じて撮影・録音には同意が必要です。

10 提供するサービスの第三者評価の実施…無

11 相談、要望、苦情等の窓口

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者か下記サービス相談
窓口までお申し出ください。なお、当該窓口にご相談しにくい場合は、苦情解決第三者委員も
しくは福祉サービス苦情相談窓口にご相談ください。また、個人情報についての苦情も受け
付けております。

☆ サービス相談窓口 ☆

電話番号 04(2902)6722 特別養護老人ホームさやまロイヤルの園 相談係

受付時間 月曜日から土曜日 午前9時00分から 午後6時00分まで

相談窓口 生活相談員

苦情解決責任者 施設長

☆ 福祉サービス苦情解決窓口 ☆

さいたま市桜区役所高齢介護課

電話番号 048(856)6178

さいたま市保健福祉局長寿応援部介護保険課

電話番号 048(829)1264

さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課

電話番号 048(829)1259

埼玉県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談専用

電話番号 048(824)2568

埼玉県運営適正化委員会

電話番号 048(822)1243

◎個人の秘密は守られます ◎相談は無料です。

令和 年 月 日

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護を含む。以下同じ）のご利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し、交付しました。

事 業 者

所 在 地 埼玉県狭山市北入曽993 番地
名 称 社会福祉法人栄光会
 特別養護老人ホーム さやまロイヤルの園

説明者氏名 _____

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明に同意し、交付を受けました。（署名、または記名押印をお願いします。）

利 用 者

住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

代 理 人：続柄 _____

住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

個人情報についての同意書

令和 年 月 日

社会福祉法人 栄 光 会
特別養護老人ホーム さやまロイヤルの園
施 設 長

※署名又は記名押印

利 用 者 <住 所> _____

<氏 名> _____ ㊟

家族または代理人：続柄 _____ ※署名又は記名押印

<住 所> _____

<氏 名> _____ ㊟

私（利用者本人およびその家族を含む。以下同じ。）は、社会福祉法人栄光会 特別養護老人ホームさいたまロイヤルの園と締結した「短期入所生活介護利用契約書」に基づくサービスの提供にあたり、下記の場合において個人情報を用いることに同意します。

記

1. 介護計画（ケアプラン）作成のため、利用者の要介護認定・要支援認定に係る資料を、当該事業所（職員）が介護保険者に対して請求、受領すること
2. 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更
3. 介護サービスが円滑に提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供
4. 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、保険者（市区町村）、その他社会福祉団体等との情報提供及び連絡調整
5. 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合、および主治医等の意見を求める必要のある場合の情報提供及び連絡調整
6. 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンス
7. 行政の開催する評価会議及びサービス担当者会議での情報提供及び連絡調整
8. その他サービス提供において必要な場合に使用すること
9. 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等

以 上

肖像権使用に関する同意書

社会福祉法人 栄 光 会
特別養護老人ホーム さやまロイヤルの園
施 設 長

貴施設のサービスを利用するにあたり、写真・映像の取扱いに関して、以下の内容について承諾します。

— 記 —

- ・撮影した写真・映像を使用することについて同意します。
- ・使用した写真・映像・印刷物等について、使用されたことによる金銭的対価を求めないことに同意します。
- ・同意を撤回する場合は書面にて申し出ます。

●上記内容にご同意いただける場合、該当する項目にチェックをお願いします

☐施設内の掲示

☐他ご利用者への写真の提供（個別・集団活動等）

☐広報誌（園だより、ワムタウン広場等）の掲載

☐パンフレット、ポスター、ちらしの掲載

☐ホームページ、SNS（Facebook/ブログ等）の掲載

☐同意いたしません。

令和 年 月 日

【ご利用者】 氏 名 _____ 印

【代 理 人】 氏 名 _____ 印